原子力災害対策に関する 制度の見直し状況について

く資料>

- ・原子力災害対策の制度枠組み(原子力防災会議事務局)
- ・原子力規制委員会設置法の概要(内閣官房)
- 防災基本計画修正案の概要(中央防災会議)
- ・原子力災害対策指針のポイント(原子力規制委員会)
- ・防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方イメージ図(防災専門WG)
- ・原子力災害対策マニュアル改訂の概要(原子力防災会議幹事会)
- ・OFCの立地の考え方について(案)(原子力規制委員会)
- ・新たな原子力安全規制制度の整備について(案)(原子力規制委員会)
- 「原子力緊急事態支援組織」の設置について(電気事業連合会、日本原子力発電(株))

原子力災害対策の制度枠組み

【災害対策基本法】 【原子力災害対策特別措置法】(災害対策基本法の特別法) 〇中央防災会議の設置 〇原災本部の設置(国の指示) 〇災害応急対策の実施 ○緊急事態応急対策の実施 6月27日改正、9月19日施行 玉 (主な改正事項) 〇防災基本計画の策定 〇原子力災害対策指針の策定 例) 防災訓練の結果報告 **(1)** 〇地域防災計画の策定 〇原子力事業者防災業務計画 オフサイトセンターの要件 の策定 枠 組 【原子力災害対策指針】 【防災基本計画】 (原子力災害対策編) 〇防災対策に係る 3 〇防災に関する基本的計画 専門的•技術的 国の危機管理体制の強化 9月6日 住民防護・被災者支援の整備 内容を記載 中央防災会議決定 防災インフラの充実 ※PAZ・UPZを規定 ^各主 各関係機関の防災業務計画 玉 ○防災基本計画、原子力災害対策指針の改定を踏まえ、各機関の役割、 体制について見直し (今後の対応) 一体の行動計 地域防災計画(※改正原災法の施行から6ヶ月以内(来年3月まで)に改定) 自治体 ○道府県、市町村の防災に関する計画 OPAZ・UPZの設定に基づく広域避難計画の作成、防災資機材の整備 画 事業者 ○原子力事業者の予防対策、緊急事態応急対策、事後対策 事業者からの規制

原子力災害対策 マニュアル

◆関係省庁の初 期動作等を定めた マニュアル (原子力防災会議 幹事会)

地域防災計画 作成マニュアル

◆地方公共団体が 地域防災計画を作 成する際の参考と して通知

(内閣府(原子力防 災担当)、消防庁)

原子力事業者防災業務計画(※改正原災法の施行から6ヶ月以内(来年3月まで)に改定)

○政府との連絡調整拠点や原子力レスキューの整備、 シビアアクシデントを想定した訓練の実施

委員会への報告 必要に応じて改善

規制委員

会発足後

速やかに

策定(10

月目途)

(H24.10原子力防災会議 事務局資料より作成)

原子力規制委員会設置法の概要 (原子力災害対策特別措置法の改正)

1. 関係組織の一元化及び機能強化

- 〇環境省の外局として、原子力規制委員会を設置(いわゆる「3条委員会」)
- ・原子力安全委員会及び原子力安全・保安院の事務のほか、文科省及び国交省の所掌する原子力安全の規制、核不拡散のための保 障措置等に関する事務を一元化
- 〇原子力規制委員会に原子力規制庁と称する事務局を設置(原子力推進官庁との間のノーリターンルールを適用)
- 〇(独)原子力安全基盤機構(JNES)を可能な限り速やかに廃止することを明記
- 〇平時のオフサイト対策のうち関係機関の調整等を行う組織として、内閣に原子力防災会議を設置(※ 技術的・科学的判断を要するものは原子力規制委員会が行う)

2. 原子力安全のための規制や制度の見直し

- ①原子炉等規制法の改正
 - ○重大事故対策の強化、最新の技術的知見を施設・運用に反映する制度の導入 等

②原子力災害対策特別措置法の改正

- 〇原子力災害予防対策の充実
- ○原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化
- 〇原子力規制委員会が専ら技術的・専門的な知見に基づき原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項を、原子力災害対策本部長の指示対象から除外
- ○原子力緊急事態解除後の事後対策の強化
- 〇原子力災害対策指針の法定化

【施行日】

- ○原子力規制委員会の発足は、公布の日から3月内で政令で定める日(「施行日」) ⇒ 9/19
- 〇原子炉等規制法の改正は、施行日に加え、平成25年4月1日、施行日から10月内で政令で定める日及び施行日から1年3月内で政令で定める日と段階的に施行 (H24.6 内閣官房ホームページ掲載資料より作成)

防災基本計画修正案の概要

背景

災害対策基本法の改正 (平成24年6月) 中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告 (平成24年7月) 原子力規制委員会設置法等の制定 (平成24年6月)

■ 主な修正項目

大規模広域災害への対策

1 災害に対する即応力の強化

- ○発災時における<mark>積極的な情報の収集・伝達・共有</mark>の強化 (市町村が被害状況報告できなくなった場合に、都道府県が自ら情報収集)
- ○地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備え (受援・支援計画の作成、協定の締結)
- ○地方公共団体と民間団体間における協定締結等を推進 (例:物資調達・供給協定)
- 〇多様な主体による共同防災訓練の実施 (国、公共機関、地方公共団体、学校、NPO等の参加の促進)
- ○<mark>複合災害</mark>への対応(対策本部間の連絡・調整、要員・資機材の投入計画作成、 複合災害を想定した訓練等)

2 被災者への対応改善

- ○要請を待たずに物資の輸送を開始するなど、 救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入
- 〇市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れ(広域一時滞在)協定締結の推進
- 〇市町村を越えた広域的な避難者について、<mark>避難元と避難先の地方公共団体の連携強化</mark> (例 避難者情報の共有による、情報や物資の避難者への確実な送付)

3 教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上

- ○住民による災害教訓伝承とその支援 (国民運動の一環としての啓発、災害に係る資料の収集・保存・公開)
- 〇地域防災計画の策定への多様な主体の参画 (例:女性、障害者等)

原子力災害への対策

- 1 政府の原子力災害への対応強化
- ○官邸の意思決定及び情報発信機能の強化(例:初動時からの委員長等の官邸参集)
- 〇オンサイト・オフサイト対応の役割の明確化(例:電力本店等に事態即応センターを設置し事故収束対応の拠点とするとともに、現地本部をOFCに設置して住民の安全確保に特化)
- ○複合災害やシビアアクシンデント等を想定した実践的な訓練の実施
- ○複合災害が発生し、対策本部が複数設置された場合には、相互連携に努める。
- 2 オンサイト対応(事故収束活動の体制・支援)
- ○緊急時対策所、後方支援拠点、原子力レスキューの整備等の原子力事業者の防災体制強化
- ○平時からの訓練等を通じた実動組織も含めた連携・体制の強化
- 3 オフサイト対応(住民防護・被災者支援)
- ○区域ごとに予め避難手順を定めておく計画の準備の導入、SPEEDIの予測結果の公表手順の明確化を含む 緊急時モニタリングの体制整備等による住民防護措置の強化
- 原子力被災者生活支援チームの設置により、避難住民の受入先確保、一時立入り等の緊密な支援を行う体制を構築
- 4 防災インフラ・防災資機材の充実
- ○官邸、原子力規制庁、原子力事業者、自治体を繋ぐTV会議等の通信網の整備
- ○複合災害時にも途絶しない通信網を確保するため、<mark>衛星回線等による経路の多重化、非常用電源の確保</mark>を実 施
- 〇オフサイトセンターの設備基盤強化(例:放射線防護対策の強化、代替施設の確保)
- 5 事後対策
- ○緊急事態解除宣言後も、政府が健康相談や除染等に責任を持つ体制を明記
 - ※「原子力災害対策編」については、改正原子力災害対策特別措置法に基づき

原子力災害対策指針が定められた日に施行

原子力災害対策指針のポイント①

- 〇原子力災害対策指針は、国、地方公共団体等が原子力災害対策を円滑に実施するために必要な技術的・専門的 事項等を定めるものである。
- 〇今回の策定に当たっては、地方公共団体における地域防災計画の検討作業に最低限必要となる事項をとりまと めた。
- ○内容の充実のため、更に議論を要するものについては、検討事項に位置づけたが、今後、内容がとりまとまり 次第、速やかに指針に反映する。
- ○具体的な主な記載事項と検討課題については以下のとおりである。

1. 主な記載事項

(1)原子力災害対策に係る基本的事項

- ・指針の位置づけ
- ・原子力災害の特徴
- ・放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

(2) 原子力災害事前対策に係る事項

- 緊急時の意思決定ための基準となるEAL・OILの設定
- ・避難準備等の事前対策を講じておく区域であるPAZ(施設から5キロを目安)・UPZ(施設から30キロを目安)の導入
- ・情報提供、モニタリング、被ばく医療等の体制整備、教育・訓練等の事前準備

(3) 緊急事態応急対策に係る事項

- 迅速に状況把握するための緊急時モニタリングの実施
- ・住民等への迅速かつ的確な情報提供
- ・EAL・OILに基づく適切な防護措置(屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等)の実施

(4) 原子力災害中長期対策に係る事項

- ・放射線による健康・環境への影響の長期的な評価
- ・影響を最小限にするための除染措置の実施
- ※東京電力福島第一原子力発電所事故については、その実態を踏まえた適切な対応が必要であることを別途記載。

原子力災害対策指針のポイント②

2. 今後の検討事項

〇原子力災害事前対策の今後の在り方

- ・EAL・OIL、緊急事態区分の在り方
- PPAの導入、実用炉以外の原子力災害対策重点区域
- ・一時退避ができる施設

○緊急時モニタリング等の今後の在り方

- ・モニタリング計画の策定等の在り方
- SPEEDIの活用方策

〇オフサイトセンターの今後の在り方

・実用炉以外のオフサイトセンター

○緊急被ばく医療の今後の在り方

- 緊急被ばく医療設備・資機材、関係医療機関の連携
- 安定ヨウ素剤の投与判断の基準
- ・スクリーニングの技術的課題

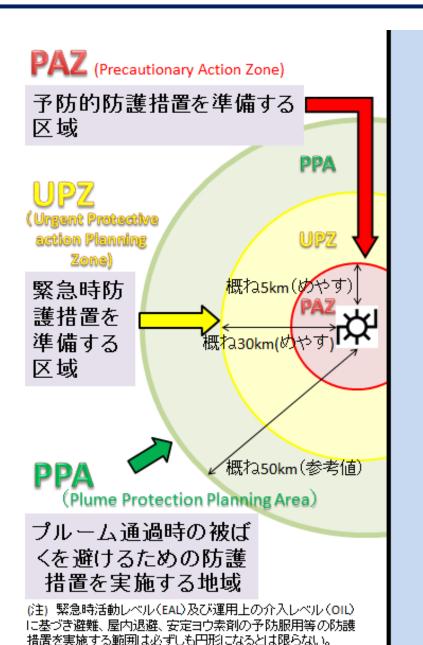
〇東京電力福島第一原子力発電所への対応

- 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況の移行に関する考え方
- ・除染・健康管理等の在り方、リスク評価を踏まえた原子力災害対策重点区域の在り方

〇地域住民との情報共有等の在り方

住民が必要とする情報について定期的な情報共有の場の設定

防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方のイメージ



海

地域防災計画(原子力災害対策編)を策定すべき地域の目安として、従前は原発から8~10kmとされていたが、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針では30km(UPZ)に拡大される予定。

このことに伴い、関係都道府県及び関係市町村の範囲も拡大 (関係都道府県数 15→ 21 関係市町村数 45→135

(H24.3.22原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」の 見直しに関する考え方について(中間とりまとめ)より作成)

原子力災害対策マニュアル改訂の概要

平成24年10月19日 原子力防災会議幹事会

1. 趣旨

原災法及び防災基本計画等を踏まえて、原災本部事務局の具体的な対応体制・手順、関係省庁との連携等の活動要領等を規定。今般、東京電力福島原子力発電所事故の教訓を踏まえて改訂。

※ 原子力防災会議の下部組織として設置される幹事会(局長級会議)においてとりまとめ、原子力防災会議に報告する。

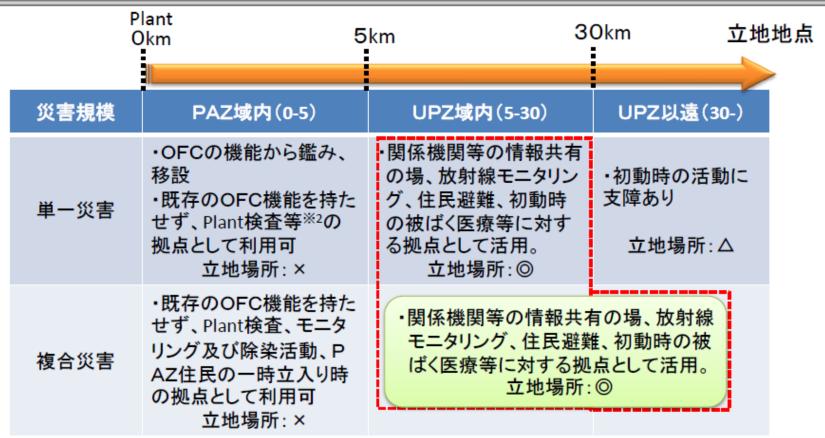
2. 主な改訂事項

- > 官邸主導を支える事務局体制の構築
 - ・原災法第10条に基づく通報の時点で規制庁幹部等は官邸に参集。プラントの事故収束と初動避難の指示等について総理・委員長の意思決定を補佐。
 - ・規制庁緊急時対応センターは、情報集約・分析等のバックオフィス機能を果たすとともに、関係省庁・自治体への連絡・調整等を行い、官邸の指示等を適切に実施。
- ▶ オンサイト対策の対応体制の強化
 - ・事態即応センター(電力本店等)に委員会委員及び緊急事態対策監を派遣し、官邸と緊密に連携して、プラントの情報収集と事業者の事故収束対応を監督。
 - ・必要かつ対応可能な場合には、実動省庁を含む関係省庁と調整を行い、それぞれの実動組織によるオンサイト対 策に係る調整等を経て、実動組織が活動する。
- ▶ オフサイト対策の対応体制と業務を明確化
 - ・規制委員会のみならず原子力利用省庁をはじめとした関係省庁から要員を招集し、原子力被災者生活支援チーム を設置。
 - ・関係機関がそれぞれの特徴を生かしつつ、政府一体となって住民避難、被ばく医療、被災者の生活支援・帰還支援 等に取組む。
- ▶ 事後対策の主な業務を具体化
 - ・健康管理・除染・廃棄物対策等の主な事後対策を国が責任をもって推進

(H24.10.19 第1回原子力防災会議資料より)

OFCの立地の考え方について(案)

- ■OFCの立地場所は、立地地域の地理的要因(耐震性、海岸線からの距離、参集の容易さ等)や災害規模を考慮するなど総合的な判断が必要である。
- ■単一災害だけでなく複合災害を想定したOFCの資機材等の拡充を図り、基本原則としてUPZ域内 (5~30km圏内)*1にOFCを設置。
 - ※1:UPZ域内に設置する場合、放射線防護のために十分な対策を講じる必要あり。
- ■また、地理的要因等により、その機能が十分に発揮できず、UPZ以遠に立地することが合理的な場合には、国は立地自治体等と調整し、UPZ以遠にOFCを置く弾力的な措置も必要。



新たな原子力安全規制制度の整備について(案) (発電用原子炉施設に関する制度) ①

1. 対応すべき事項

- 〇原子力規制委員会設置法において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という)などが改正され、原子力安全規制の制度が見直された。
- 〇改正された原子炉等規制法は、原子力規制委員会設置後、10か月以内(一部については1年3か月以内)であって政令で定める日に施行すると定められていることから、それまでに関係する原子力規制委員会規則等の整備や具体的な運用方針を固める必要がある。

2. 検討の進め方

- 〇担当の原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び専門家から構成する「検討チーム(仮)」において、公開の場での議論により、新たな原子力安全規制制度の施行に必要となる制度の細目について検討。
- ○検討の過程において、検討内容への対応の考え方等について、被規制者に対し調査を実施。
- ○検討チームで取りまとめた考え方を基に、規則条文案等を作成。
- 〇適宜、原子力規制委員会に検討状況を報告。

3. 検討のステップ

- 新たな原子力安全規制制度の施行に必要となる制度の細目についての考え方のとりまとめ
- ・規則条文案等の作成、パブリックコメント
- ・公布・施行(7月) ※原子炉施設の安全性の向上のための評価の届出及び公表制度の施行については来年12月

新たな原子力安全規制制度の整備について(案) (発電用原子炉施設に関する制度) ②

4. 主な検討事項

<最新知見に基づく規制の実施>

- 〇設置変更許可事項の一部届出化
 - ・届出の対象となる項目の選定、手続の整備等
- ○設置許可申請書における添付文書の本文記載事項への格上げ
 - 添付書類から本文記載事項に格上げすべき項目の整理等
- 〇型式認証制度
 - ・型式承認の対象となる設備の選定、手続の整備等

<事業者自らによる安全性向上への取組>

- 〇設計・工事段階における品質保証の確認
 - ・設計・工事段階における品質管理基準の作成、手続の整備等
- ○製造業者等に対する検査
 - ・製造業者に対する立入検査の運用方針の策定等
- ○原子炉施設の安全性の向上のための評価の届出及び公表
 - ・シビアアクシデント対策の取りまとめを踏まえた、制度の施行に必要となる制度の細目の検討等

<発電用原子炉施設に対する安全規制体系の整理>

- 〇発電用原子炉に対する原子力安全規制の原子炉等規制法への一元化
 - ・法改正による原子力安全規制の原子炉等規制法への一元化に伴う諸処の事項の整備等